
第2章 組 織

第1節 役 員

第3条〔役員〕

本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事：日本国籍を有するFIFA理事を含む18名以上27名以内
(うち会長1名、副会長2名から5名、専務理事1名とする)
- (2) 監事：2名または3名（いずれも、本協会の理事もしくは職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない）

第4条〔地域を代表する理事〕

前条の理事中には、都道府県サッカー協会の推薦による者9名（本規程第49条〔定義〕第3号に定める9地域ごとに各1名とする）が含まれていなければならない。

第5条〔役付理事の選任〕

- ① 理事および監事は、評議員会で選任する。
- ② 理事の互選により会長、副会長および専務理事を選任する。
- ③ 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- ④ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

第6条〔特任理事〕

- ① 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事（以下「特任理事」という）若干名を置くことができる。
- ② 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第7条〔理事の職務〕

- ① 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。
- ② 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- ③ 専務理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
- ④ 理事は、理事会を組織して、この基本規程に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

第8条〔監事の職務〕

監事は、本協会の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること

第9条〔役員任期および定年制〕

- ① 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- ④ 役員は、その就任時に、会長および副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA理事においてはこの限りではない。また、特任理事は、その就任時に満65歳以上であっても、1任期（特に必要と認められる場合は、2任期）に限り就任が認められる。

第10条〔役員解任〕

役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会において、理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第11条〔役員報酬〕

- ① 役員は、有給とすることができる。
- ② 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第12条〔名誉総裁等〕

- ① 本協会に名誉総裁を置くことができる。
- ② 本協会に名誉会長、名誉副会長および名誉役員（顧問および参与）を置くことができる。
尚、「顧問」については、最高顧問、顧問の2区分を総称して「顧問」と称する。
- ③ 名誉総裁、名誉会長、名誉副会長および名誉役員は、理事会の推薦に基づき、評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- ④ 名誉会長、名誉副会長および顧問は会長および理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

第2節 理事会

第13条〔構成〕

理事会は、第3条〔役員〕第1号の理事をもって構成する。

第14条〔理事会開催〕

理事会は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第15条〔理事会招集・議長〕

- ① 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を招集するには、理事に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第16条〔定足数等〕

- ① 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ② 理事会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ③ 監事および各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第17条〔理事の議決権〕

- ① 各理事は、理事会における一議決権を有する。
- ② 出席理事のみが議決権を行使ことができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

第18条〔議事録〕

理事会の議事については、議事録を作成し、議長および出席理事の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第3節 常務理事会

第19条〔常務理事会の構成・権限〕

- ① 常務理事会は、会長、副会長、専務理事および、会長の指名により理事会で承認された若干名の理事（以下この理事を「常務理事」という）で構成する。
なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事または特任理事、その他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権は有しない。
- ② 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる次の各号の案件について、審議、決定する機関として、常務理事会を設置する。
 - (1) 日本代表チームに関する案件
 - (2) 事業に関する案件
 - (3) F I F Aまたは外国サッカー協会等に関する国際的案件
 - (4) 前各号のほかに、会長および専務理事が常務理事会に付議すべきと判断した案件

第20条〔常務理事会の開催・定足数等〕

- ① 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1ないし2回開催し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長がこれにあたる。
- ② 常務理事会は常務理事会構成員の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ③ 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ④ 常務理事会の審議、決定事項は、直後に開催される理事会に報告し、必要な事項に

については承認を得るものとする。

第4節 評議員会

第21条〔評議員の選任〕

- ① 各都道府県サッカー協会は、各1名の評議員を選任し、当該評議員によって評議員会が構成される。
- ② 前項の都道府県サッカー協会が選任する評議員（各1名）は、原則として当該都道府県サッカー協会会長、副会長または専務理事の職にあるものとする。
- ③ 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- ④ 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- ⑤ 評議員には、第9条〔役員の任期および定年制〕および第10条〔役員の解任〕の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第22条〔評議員の職務〕

- ① 評議員は、評議員会を組織し、本規程に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。
- ② 次の各号に関する事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 基本財産
 - (4) 長期借入金
 - (5) 新たな義務の負担および権利の放棄（ただし、第1号、第3号および前号に定めるものを除く）
 - (6) その他、業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- ③ 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第23条〔評議員会の開催〕

評議員会は、原則として毎年3月および6月に開催するほか、臨時に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または評議員現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して評議員会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時評議員会を開催しなければならない。

第24条〔評議員会の招集・議長〕

- ① 評議員会は、会長が招集し、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。
- ② 評議員会を招集するには、評議員に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各評議員の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第25条〔定足数等〕

- ① 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ② 評議員会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ③ 監事および各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べるができる。

第26条〔評議員の議決権〕

- ① 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。
- ② 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

第27条〔議事録〕

評議員会の議事については、議事録を作成し、議長および出席評議員の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第5節 裁定委員会

第28条〔裁定委員会の設置〕

本規程およびこれに付随する諸規程（以下「本規程等」という）に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査、審議および懲罰案の理事会への提出ならびに本規程等に関連する紛争の和解あっせんを行うため、裁定委員会を設置する。

第29条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるもののうちから、理事会の承認を経て会長が任命する。
- ③ 委員は、本協会の理事、事務局職員および47都道府県サッカー協会の役職員を兼ねることができない。
- ④ 委員は非常勤とする。

第30条〔委員の任期〕

- ① 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第31条〔委員長・招集・議長〕

- ① 委員長は委員が互選する。
- ② 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- ③ 裁定委員会は、2名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決をすることができない。
- ④ 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ⑤ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第32条〔所管事項〕

- ① 本規程等に対する違反行為のうち、競技および競技会に関連する違反行為（本規程第12章第3節）に対する懲罰については、規律・フェアプレー委員会の調査・審議を経て、理事会が決定する。
- ② 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。
- ③ 本規程等に対する違反行為のうち、第1項および第2項を除く違反行為（本規程第12章第4節）に対する懲罰については、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。ただし、Jリーグにおける違反行為に関してはJリーグ規約の定めるところによるものとする。
- ④ 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟および準加盟チーム）ならびに個人（選手、監督、コーチ、審判および役職員その他の関係者）に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき裁定委員会が和解をあっせんするものとする。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。
 - (1) 契約、所属および移籍に関する紛争
 - (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争

第33条〔事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く。

第34条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する『裁定委員会規程』の定めるところによる。

第6節 専門委員会

第35条〔専門委員会の設置〕

本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技会委員会
- (3) 規律・フェアプレー委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 技術委員会
- (6) スポーツ医学委員会
- (7) 施設委員会
- (8) フットサル委員会
- (9) 財務委員会
- (10) 事業委員会
- (11) 女子委員会
- (12) 国際委員会
- (13) 国際マッチメイク委員会
- (14) 広報委員会

第36条〔組織および委員〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、本協会役員、地域および都道府県サッカー協

会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第37条〔委員の任期〕

- ① 各委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第38条〔招集・議長〕

- ① 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- ② 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第39条〔所管事項〕

- ① 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
- ② 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- ③ 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第40条〔委員長の権限〕

- ① 各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。
 - (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- ② 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第41条〔事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関してはあらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第42条〔部会および分科会〕

- ① 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。
- ② 各専門委員会は、部会の業務遂行のため、その専門委員会の委員および学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第43条〔有給専門職〕

- ① 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。
- ② 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第44条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

別表 1 〔専門委員会の所管事項〕

- (1) 総務委員会
 1. 総務、企画、法律、栄典に関する事項
 2. 他の委員会に属さない事項

- (2) 競技会委員会
 1. 各種大会に関する事項と試合の監理
 2. F I F A、A F Cおよび東アジアサッカー連盟（以下「E A F F」という）の各種大会とJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

- (3) 規律・フェアプレー委員会
 1. 競技および競技会に関連する違反行為に対する調査・審議および懲罰案の決定
 2. フェアプレーに関する事項

- (4) 審判委員会
 1. 競技規則の解釈、適用
 2. 審判員の養成
 3. 国際審判員に関する事項
 4. 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
 5. 審判員の賞罰に関する事項
 6. 審判インストラクターに関する事項

- (5) 技術委員会
 1. 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
 2. 日本を代表するチームの編成案の作成
 3. 日本を代表するチームの強化
 4. その他日本を代表するチームに関する事項
 5. 選手の育成、強化に関する事項
 6. ユース年代の普及に関する事項
 7. 強化方針に基づく技術指導
 8. 指導者の養成
 9. 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
 10. その他技術指導に関する事項

- (6) スポーツ医学委員会
 1. 選手の健康管理、傷害予防および救急処置に関する事項
 2. アンチ・ドーピングに関する事項
 3. 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
 4. 指導者等に対する上記すべての教育および普及に関する事項
 5. 本協会主催の試合および大会における医事管理に関する事項
 6. その他すべての医学および健康に関する事項

- (7) 施設委員会
 1. 競技会の施設関係の指導
 2. 施設および用具に関する規程基準の研究指導
 3. 施設に関する情報の収集

4. 施設の増加、改善対策
 5. ナショナルトレーニングセンター（NTC）に関する事項
- (8) フットサル委員会
1. フットサルに関する事項
 2. フットサルに関する大会および試合の監理
 3. ビーチサッカーに関する事項
 4. ビーチサッカーに関する大会および試合の監理
- (9) 財務委員会
1. 毎年度予算案および決算案の審議
 2. 資金運用、借入等資金計画に関する検討
 3. 長期財政計画の審議
 4. その他財務および経理に関する重要事項の審議
- (10) 事業委員会
1. 各種事業の企画・立案
 2. 各種事業に関する契約の検討
 3. 各種事業の実施
- (11) 女子委員会
1. 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項
- (12) 国際委員会
1. F I F A、A F CおよびE A F Fその他外国団体との交渉
 2. アジア協力に関する事項
 3. 上記以外の国際関係
- (13) 国際マッチメイク委員会
1. 各年代日本代表チームマッチメイクに関する事項
 2. 各年代日本代表チームに係るF I F A、A F CおよびE A F F等公式大会に関する事項
 3. 日本を代表するクラブチームのF I F A、A F CおよびE A F F等公式大会に関する事項
 4. 上記以外の各年代日本代表チームに関する事項（Jリーグ、技術委員会、事業委員会との調整を含む）
- (14) 広報委員会
1. 広報・宣伝に関する企画・立案
 2. その他広報・宣伝に関する事項

第 7 節 事 務 局

第 4 5 条〔総 則〕

- ① 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- ② 事務局には有給の職員を置く。

③ 職員の任免は会長が行う。

第46条〔職制〕 <削除>

第47条〔事務局の機構および業務〕 <削除>

第48条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営および事務処理に関する事項は、会長の定めるところによる。